

<研究ノート>

寺院の会計序説(1)

中原章吉

1. はじめに

今日の会計計算は企業を単位とするものを中心に発達した。従って企業会計が会計を代表するものと考えられている。しかし、会計計算の単位は、企業ばかりではない。企業のように営利を目的としない単位、たとえば学校法人、宗教法人、医療法人なども会計計算の単位となる。そして、それらの非営利法人の会計は従来あまりとりあげられ、検討されることがなかったために、企業の会計に比較して未発達のまま残されていた。

こうした非営利法人の会計が、その種類によって相違はあるものの、その必要性が生じた結果、検討を要請されるようになった。

宗教法人の会計もその例外ではなく、1987年度(昭和62年度)税法改正にあたっての税制改正論議にあたって、宗教法人の課税問題に関して、その会計が問題点としてとりあげられている。

そこで本稿では、宗教法人とくに寺院(仏教寺院を意味する)の会計の問題点を分析し検討したいと考えている。

寺院会計は、宗派や地方によってその実務は異なる点もあり、宗教法人法および寺院規則について、関連した解釈上の問題もあろうと考えられる。関連各位、とくに寺院関係者のこの点についてのご教示を請う次第である。

私がこの論稿を書こうと考えた理由は、私が勤務する大学が、仏教の教団である曹洞宗の教団が創始した大学であって、寺院関係の専門家が身近にお

られるという環境による。従って、本稿についての寺院関係の会計についての解釈等についての御教示も身近から得られるものと期待して、起草したものである。

2. 寺院の帳簿組織

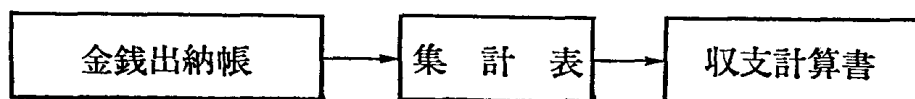
非営利法人の会計がとりあげられ始めたときに、まず帳簿への記帳、証憑類の整備が要請された。これは、企業会計で要請される諸原則、諸基準、概括的にいって客観的な会計証拠が、資本提供者を委託者、経営者を受託者とする委託・受託関係の会計責任の解除に必要であるように、非営利法人でも企業会計のそれを準用して、客観的な会計証拠を作ろうとの意図によるのであろう。

寺院の会計もその例外ではない。金と財の動きを正しく記録するための帳簿への記帳は、社会的存在としての寺院の要請される重要な課題である。

寺院において最少限に必要な会計、それは金銭出納帳の記入とその記入の事実を証明する証拠書類である領収書の保存であるといわれる。

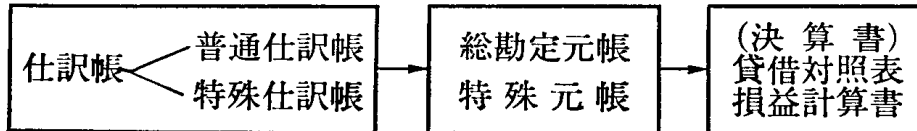
寺院の会計は、他の非営利団体の会計と共通性をもっている。たとえば、会計上でいえば町内会の会計とも共通している。町内会で地蔵を祠るとき、その経費はすべて収支計算書の支出となり、地蔵の建設費は減価償却をしない。寺院も同じことでは減価償却はしない。しかし、寺院には給与の支払による源泉徴収の義務があるため、そして葬式収入や墓石屋からの教化助成費などの税務調査があるためにそれに備えた会計が必要である。

寺院の会計では、すでに述べたように、現金出納帳と領収書を最少限必要とするといわれる。また、収支明細書を作成した上で集計表が必要だといわれる。したがって、現金出納帳の記帳に基づいて集計表を作成し、その集計表から収支計算書をまとめるという帳簿組織が考えられる。



寺院の会計序説 (1) (中原)

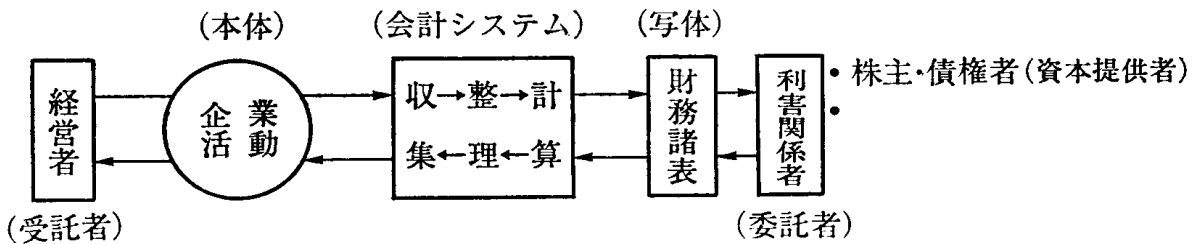
企業会計の基本的な帳簿組織からいうと、この金銭出納帳は、仕訳帳に含まれる。そして、これを特殊仕訳帳としての現金出納帳にしていくことも考えられるし、普通仕訳帳を別に作ることも考えられる。また、特殊欄をもった多桁式の仕訳帳も考えられよう。しかし、この必要最少限の帳簿が並記されるのは、記帳に不慣れな担当者を予想しているといえる。企業会計での上



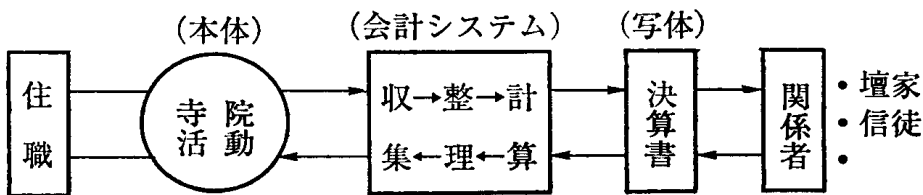
記の帳簿組織にあてはめれば、現金出納帳から集計表という元帳に転記をし、決算書である収支計算書を作成することになるわけである。

寺院の会計を企業会計と比較して考察してみると、下記のように、異同をみることができる。企業会計では、利害関係者とくに資本提供者は、企業を

〈企業の会計の構造〉



〈寺院の会計の構造〉



経営者に委託し、経営者はそれを受託するわけで、経営者はその受託責任をはたすために、会計システムを使って財務諸表を作り、利害関係者に企業活動について報告することになる。それに対して、寺院の会計では、壇家・信徒は、寺院の活動について住職に委託し、住職はそれにこたえて寺院活動を行い、会計システムによって決算書を作り、壇家・信徒等に報告をする、と考えることができる。この委託・受託関係は企業における資本提供者と経営

者の間の投下資本のそれとは異なるけれども、情報提供として社会的な責任をはたしているといえよう。

3. 寺院の帳簿

(1) 金銭出納帳（現金出納帳）

金銭出納帳ないし現金出納帳は、現金の「入」と「出」を記録した帳簿である。現金出納帳は、ルースリーフ式は取り替え可能なので綴じ込み式が信用度が高いといわれる。しかし、本来、会計帳簿の信頼性、記載事項の客観性は、帳簿の体裁によるものではないが、改ざんの可能性は増加することはたしかである。

帳簿記入上のルールは、企業会計で使われる簿記のルール、たとえば、インクまたはボールペンで、字は行間3分の2の大きさといったようなことはそのまま準用すればいいと考えられるし、日付（発生順に）、摘要と金額を必須の記入項目と考えればよい。企業会計で使われる複式簿記のルールはそのまま準用できる。主なルールをあげてみると次のようになる。

① 企業会計準用ルール

1)文字は楷書または行書。2)文字は後日訂正が可能なように、行間の3分の2，数字は2分の1。文字も数字も下の行線に接して記入する。3)数字は、円位でピリオド(.), 円位以上3桁ごとにカンマ(,)を打つ。円位・十位・百位等の数字が上段から下段に平行に並ぶように書く。4)文字や数字の訂正は、赤の二本線を引いて、その上部に正しい記入をする。訂正箇所には訂正印を押す。5)月が改まるごとに新ページから書く。月末でページに余白ができたなら、余白に斜線を引き、ページの一番下の行に、その月の収入合計と支出合計を記入して締め切る。6)取引の発生順に年月日をつける。7)摘要欄は詳細に、当該項目の内訳、すなわち、品名、数量、単価、相手先を記入する。

また、企業会計において、店と奥を明確に区分するように、会計単位の範囲を明確に区分することは寺院の会計でも必要である。寺院会計は家計と区

寺院の会計序説 (1) (中原)

分することは、独立した会計単位としての寺院の会計に必須のことである。

このほか、個別的な事項のルールについてみると次のようなものがある。

② 個別的ルール

1) 帳簿の記入漏れは、発見した日付で記入し、記入漏れであることを明記しておく、2) 1行には1事項(1取引)のみを記入する、年忌の車料とか膳料は記入漏れをしやすい項目なので注意が必要である。3) 電話代や水道光熱費などは寺院会計と家計にまたがっていることがある。支払のときは支払金額を仮払として記入し、決算にあたって、適正な基準(過去の統計など)で家計使用分を見積って、家計に振り替える処理を行なう。4) 預貯金の預入れや引出し、国債等の購入や償還についても、それが寺院会計であるか家計であるかを明確にして記入する必要がある。5) 役僧による壇家の年忌の布施はもちろん車料と膳料も役僧の所得とせず、寺院会計の収入とする。また新発意^{しんぱち}の寺院法務の手伝いによる布施も役僧と寺院の折半とせず、寺院の収入とする。6) 帳簿の清書は取引発生時に記入する簿記のルールに反する。

寺院の税務会計処理において、特例として認められていることがある。たとえば、住職やその家族が、個人名義で銀行等に多額の預金をしたり、住職が兼職先から貰った退職金を銀行等に預金した場合、家計の帳簿に記入すべきであるが、それをせずに寺院会計の金銭出納帳に記入することが特例として認められている。退職金を寺院の金銭出納帳に記入するにあたって、摘要・金額をカッコで囲み、金銭出納帳の差引残高や毎月の合計金額に影響を与えないようにすべきであるが、本来、寺院の会計に含まれないものは、寺院の会計に記入すべきではない。

③ 葬式収入

葬式収入が寺院会計の収入とされず、税務処理上「みなし給与」とされた例もあり、正確に記帳されなければならない。そうしないと税務調査にあたって、葬式の「御法礼」と相続税申告書を照合することが多いから、誤りが発見される可能性が大きくなってくるからである。

葬式収入には「御法礼」のほかに、「車料」、「膳料」、「院号料」、「寺葬の場合の会場費」等がある。

他寺の住職から依頼されて、協導師や役僧を勤めたときの御法礼等は寺院収入になるが、その逆に、他寺の住職に協導師や役僧を依頼したときには、帳簿の摘要欄にその住職の所属寺を書く必要がある。これを記帳するのは、壇家から税務署に提出された相続税申告書には、他寺の住職等に渡した御法礼を一つの寺にまとめて書いてある場合もあるからである。「相続税申告書に記載する葬式費用の明細書」では、葬式を勤めた寺院は一カ寺になっている。もし、葬式を勤めた寺院が2カ寺以上の場合は、〇〇寺のほか何カ寺、もしくは2行目以降にも寺院名を書かなくてはならない。

なお、葬式の法礼に中陰礼を含んでいるときは、葬式の法礼と中陰礼の法礼を分けて記帳する必要はない。

新発意や寺族が、壇家の葬式の役僧などを勤めたとき、新発意などの受取った法礼・車料・膳料は、寺院会計の金銭出納帳に記入する。常時寺院に勤務する寺院の役僧についても同じである。これは、葬式の法礼を寺院の収入に入れないと、相続税の申告書の合計と一致しなくなるからである。新発意は壇家からは新発意にも葬式に出るように依頼されたため、早退したりして出たとしても、それは寺院の会計に入る。新発意のはたらきに対しては、寺院から新発意に「賞与」として別途渡すのが望ましい。法礼等を寺院の会計に入れなかったときは「みなし給与」になるからである。

また、A. 友人の住職から、当該寺院の檀信徒の葬式の役僧を頼まれた場合に受取る法礼等。B. 社葬などの大きな葬式の時、寺院に対する法礼とは別に役僧に渡される謝礼(寸志)などの法礼と謝礼(寸志)は、原則として雑所得になるので、所得税の確定申告書に記載する。

会計上、客観的な証拠となる記帳から証憑類の整理保存に一貫性がなければ、認められない。寺院について、税務署の源泉所得税の調査にあたっては、会計帳簿が整然と記帳されていることが要請される。

④ 葬式費用

寺院の会計序説(1)(中原)

相続税の課税価格を計算するにあたって、控除される葬式費用は、枕経・仮通夜・密葬・本葬・還骨法要の経費をいう。(相続税基本通達13-4)初七日の法要費、仏壇・墓地の購入費は含まれない。(相続税基本通達13-5, 13-6)

⑤ 帳簿書類の保存期間

帳簿等(金銭出納帳、記録整理簿、収支計算書、預金通帳、源泉徴収関係書類等)の保存期間は7年である。税法上、収益事業の帳簿等の保存期間は、一部書類は5年、その他は7年(法人税法施行規則第67条第3項)である。

宗教法人本来の会計については、税法上では帳簿の保存期間の規定はない。しかし、源泉徴収義務が課せられているので、保存義務はあると考えられる。

(2) 領収書

① 記録整理簿

記録整理簿とは、日常受取る証憑書類、すなわち領収書等を保存する帳簿である。

i 記録整理簿の形式 領収書等は台紙に貼付するとか、透明ポケット式クリヤーブックに入れて保存する。

ii 領収書添付書類の保存上の注意 ①領収書だけでなく収入の証拠となる書類、例えば、葬式等の御法礼の包み紙、教化助成金(還付金)の明細書、国債の利金計算書なども保存する。②支出の証拠となる書類は、領収書に限らず、納品書、請求書、レシート、工事見積書、郵便振込金受領証、書留郵便物受領書なども保存すること。営繕については、その工事見積書も必要である。③領収書の宛先は、寺院名義とすること、④レシートは金額表示のみの場合、品名・数量などを追記しておくこと。⑤領収書の但し書の記入も必要である。⑥領収書が入手できないときは、金銭出納帳の摘要欄にその理由をかく。

iii 領収書以外の書類の保存 ①預金通帳使用済みの預金通帳は、記入事項は見えるように適当な箇所に穴をあけて、リング又は綴紐で保存する。個人名義の預金通帳も同様。②カレンダー・手帳

使用済みのカレンダーや手帳も、葬式や年忌等の日時が記入してあると、

会計上、後日検索等の参考になる。㉔檀信徒の建物新築祝の祝金は招待状に金額を記入して保存する。また、壇家の葬式に際し、香典を包んだ場合は、会葬御礼の葉書か忌明けの挨拶状に金額を書き入れて保存する。

iv 葬式収入 ㉕葬式の御法礼(院号料, 車料, 膳料, 会場費などを含む)の金封は施主名(姓だけでなく名が記入されていないときは追記)と金額のわかるように保存する。金封は1枚の紙のまま保存すること。これは、施主が税務署に提出する相続税申告書に、御法礼金額を増額記入されたときに対抗できるためである。㉖葬式の金封に御法礼が入れ忘れた場合、その旨施主に通知する。後日の税務調査に必要。年忌や月忌のお布施の入れ忘れは、お布施袋および金銭出納帳にその旨を記入する。

(3) 集計表・収支計算書

① 集計表

集計表とは、月別に科目ごとの合計金額を記入した表のことをいう。水道光熱費や通信費(電話料等)の個人使用分はこの集計表で減算処理する。

(例) 集 計 表

科 目	2年3月	元年度 合計金額	整理記入	決算金額	
葬式導師収入	—	1,600,000	—	1,600,000	
葬式役僧収入	—	800,000	—	800,000	
葬式寺葬収入	—	1,200,000	—	1,200,000	
水道光熱費	40,000	480,000	△ 336,000	144,000	個人用70%減算
通 信 費	30,000	360,000	△ 180,000	180,000	個人用50%減算

② 収支計算書

収支計算書は、寺院の一会計年度の収入と支出の状況を表示した書面をいう。決算書とよぶこともある。(宗教法人法第25条第2項第3号)

㉗収入科目 収入科目を設定するときは、その収入の実態を明瞭に表示する。例えば、寺院で水子供養や各種の現世利益を行っているところは、それぞれの宗教活動を表わす科目を設け、墓地関係の収入や拝観料収入のある寺院では、別々に科目を設ける。お布施収入を信施収入でまとめて処理することをせず、お寺自体の会計や経営実態が明確になるようにする。次に収入科

寺院の会計序説 (1) (中原)

目の一例を示す。

		説 明
I	信 施 収 支	
	1 葬式導師収入	葬式導師の法礼, 院号料 (戒名料), 膳料, 車料
	2 葬式役僧収入	葬式役僧の法礼, 膳料, 車料
	3 葬式寺葬収入	寺葬の場合の導師法礼, 院号料, 膳料, 会場費等
	4 中陰収入	中陰中の法礼等
	5 年忌収入	年忌の法礼等
	6 祥月収入	祥月のお布施
	7 月忌収入	月忌のお布施
	8 盆収入	盆の期間中における壇家の先祖供養のお布施
	9 彼岸収入	彼岸の期間中における壇家の先祖供養のお布施
	10 諸法要収入	彼岸会法要・永代経法要・報恩講法要・盆会法要収入
	11 入仏式収入	仏壇ひらき (開眼供養) のお布施
	12 永代経収入	永代経開びゃくの懇志 (永代経上納法要の懇志)
	13 その他収入	水子供養・さい銭・正月および盆の礼
II	雑 収 入	教化助成費・預金利息など

③支出科目 支出科目の中で主なものをあげると、①水道光熱費、②子弟の学資、③引当金・積立金、④車両費がある。

①水道光熱費 水道光熱費の支払いは小規模商店と同様、一般に寺院使用分と家族使用分が一緒になって支払われる。これを「家事関連費」とよび、集計表で、家事分は整理記入欄で減算処理する。寺院使用分については次の計算方法がある。

②直接的計算法 この方法では、寺院は1会計年度に諸法要を何回勤めたか、教化活動や社会活動に本堂・書院を何回使用したか、その他経常的に消費した水道光熱費はどれほどあったかを推計して寺院使用分を算定する。例えば、仏飯を作るのに使用した水、本堂の掃除用の水、仏花用の水、信者接待用の湯茶に使う水、墓石にかけた水、法衣の洗濯に使用した水がある。これらの水道の使用料を推計し、全体の使用料に対する割合(パーセント)を算出し、水道料金にその割合を掛けて寺院使用分を計算する。

$$\text{水道料金} \times \frac{\text{寺院の使用料(推計)}}{\text{全体の使用量}} = \text{寺院の水道料金}$$

⑥間接的計算方法 この方法では、まず寺院の家族構成とよく似たサラリーマン世帯の水道光熱費を調べ、次に寺院の支払った水道光熱費全額からサラリーマン世帯の水道光熱費を差し引いて寺院使用分を算出する。

このように、寺院使用分の水道光熱費は、公正妥当な会計処理の観点から、概算率による計算は認められていない。

⑦子弟の学費 子弟の学費は、税務会計上、寺院から住職に給与の支払いがあったとみなされる。宗門系大学の仏教学科に在学中でも同様である。従って、寺院会計の収支計算書の支出の部に住職子弟の大学の学費を含めることは、税務上認められない。しかし、住職が兼職で多忙なため、坊守に通信教育（仏教の専門学校）を受けさせ、教師資格取得等のために勉強をさせている場合の修学費用は原則として認められる。（所得税基本通達9-27）

⑧引当金 当期に発生した費用を見越して計上する引当金は、寺院では、例えば、本堂の大修繕について計上される。本堂は100年目か200年目に大修繕を必要とする。たとえば、本堂の大修繕のために10億円の修繕費を見積ると、本堂修繕引当金に、毎年度末に1,000万円ずつ繰り入れることが必要になる。科目名（収支計算書の）は「本堂修繕引当金繰入額」になり、財産台帳や財産目録には「本堂修繕引当預金」と記入され、預金通帳の名義は「宗教法人ABC寺本堂修繕引当預金」になる。

引当金には、このほかに「庫裡修繕引当金」や「退職給与引当金」などがある。

各種引当金の繰入額は、当初から計画を立てて毎年一定の額を繰り入れる。赤字が出た年度には繰り入れないということはしないし、剰余金の多い年度には通常の年度より多額の繰り入れをすることもない。

退職給与引当金を設定するにあたっては、退職給与規程を作る必要がある。この場合、宗門法規集などに掲載されている「宗務所員給与規定」とか「宗務所員給与規程施行条例」を参考にする。

⑨積立金 積立金とは、決算に剰余を生じたときに積み立てるものをいう。例えば、境内地の拡張を計画したときに、「境内地拡張積立金」を設けて

積み立てる。収支計算書の科目名は「境内地拡張積立金積立額」となる。預金通帳の名義は「宗教法人ABC寺境内地拡張積立預金」となる。財産台帳や財産目録には、「境内地拡張積立預金」と記入する。

積立金には、このほか、庫裡新築積立金、書院新築積立金、奨学資金積立金、納骨堂新築積立金などがある。

別途積立金は、宗教法人では、企業のように税引後の剰余金の積立金ではないので、設定することは望ましくない。

㉖車両関係費 自動車に関する諸経費、例えばガソリン代・損害保険料・修理費・自動車税などをまとめて「車両関係費」または「車両費」とする。

自動車を購入したときには、それと別科目を設定し、割賦払いで購入したときは、その年度に実際支払った利子を含めた賦払額を「車両費」に含める。

自動車を購入したとき、その取得原価全額を損金とし、経費でおとしているので、減価償却をする必要はない。ただし、収益事業を併営しているときは、減価償却をする必要がある。

㉗ その他

㉗①別のエンティティの会計について 寺院の例えば「維持会」といった、別のエンティティの会計は、壇家総代に管理をまかせる場合が多い。しかし、その指導監督が、そのエンティティと寺院の会計のエンティティの関連性から、必要とされるが、そのエンティティに監事がいれば監事が監査をすることになる。

㉗②予算の設定 宗教法人法そして寺院規則では、予算書の作成と義務づけている。しかし、その前提には会計帳簿が完備し、記帳事務の確立が必要である。

㉗③マイナス(△)の表示 収支計算書において、収入では、決算額が予算額より少ないときには赤字か△印をつけてもよい。支出では決算額より予算額が多いときに赤字か△印をつける。

㉗④款項目について 原則的にいうと、収支計算書の科目は、款項目に区分する。「款」とは、例えば、収支計算書については収入の部の信施収入など

であり、「項」とは、葬式導師収入などをいう。

⑤仏花代など 「仏花代」は「生花代」ではない。白衣、足袋などの洗濯代は「洗濯代」として経費になる。服の上に布袍を着用して法務を勤めるときは、ワイシャツの洗濯代もこの「洗濯代」に含められる。仏飯代も経費になるが、適当な額である必要がある。

前の住職や坊守の葬式費用については、通常、壇家総代などが処理し、寺院会計には計上しない。しかし、壇家葬でない場合には、葬式の収支は寺院会計に計上することも可能である。前の住職や坊守の年忌の会計も寺院の会計に計上できる。

4. む す び

寺院の会計については、その独自の会計に関連する事項についても、以上のほか予算書や財産台帳、財産目録などの問題、そして壇家や指定寄付金の問題など多くの問題がある。これらについてのべるのは、後日にゆずるとして、寺院の会計はそのほかに多くの問題をかかえている。

寺院の会計は、非営利事業会計である以上、非営利事業の何たるかを把握しなくてはならない。そして、その非営利事業の中にも多種多様なものがあることも十分に把握しなくてはならない。

寺院の会計は、寺院がその目的に従って営なまれている以上、すでに実施されている。しかし、会計に関する限り、寺院が、企業のように最大利潤を追求する経済単位と異なることは判っても、企業のような「利益」に相当する会計上の指標を明確にしないだけに、企業会計を基本に寺院会計を考えていることが、大きな壁をそこに作ってしまっているようにも思えるのである。